

後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



All For One

2021年5月1日
発行所
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
TEL0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

風に揺れる緑が眩しい季節になりました。
コロナ対策を徹底しながらもこの過ごしやすい季節を満喫したいですね。
皆さまいかがお過ごしでしょうか。



さて今回は成年後見におけるコスト削減の切り札「後見制度支援信託」と「後見制度支援預金」のご紹介に紙面を割きました。この制度は成年後見のうち法定後見の中で一番重い類型である「後見」類型でのみ利用できますが、この制度の利用が適していると見られる場合は、家裁の方から積極的に利用を促す提案があります。また利用したい場合は後見開始申立時に上申書を提出しておくという方法もあります。この制度の導入時まで専門職後見人が介入し、専門職後見人が辞任した後は親族後見人だけを置いて普段使いの少額金銭のみを親族後見人が実質的に管理するという仕組みですから、成年後見で最もコストとなっている専門職後見人に支払う報酬を最小限にすることができる優れたものです。但し、注意しなければいけないことがあります。それは、ご本人が遺言書を作成している場合、金融資産を解体することになってしまい、折角のご本人の遺志をなきものにしてしまう可能性があるため、そのような場合は利用できないのです。



IKUKO

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

今回は、前号で触れた「後見制度支援信託」と「後見制度支援預金」について、東京家庭裁判所の取扱例からその内容について少しお話ししたいと思います。

- ◆東京家庭裁判所後見センターでは、平成24年2月から「後見制度支援信託」、平成30年6月から「後見制度支援預金」の利用を進めてきました。この制度は、ご本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに十分な金銭を預貯金等として後見人が管理をし、通常使用しない金銭を後見制度支援預金口座に預け入れる仕組みのことで、
- ◆通常の預貯金とは異なり、入出金や口座解約をする場合は予め裁判所が発行する指示書が必要となります。

★LINE公式
アカウント★

を取得しました。
@965ehhek



友だち登録を
ぜひよろしく
お願い致します
(●^o^●)

YouTube

国松偉公子の
相続相談室



新スタイルで情報
発信中★
今すぐチェック!!

	後見制度支援信託	後見制度支援預金
対象	成年後見と未成年後見 (保佐、補助及び任意後見では利用することができません) ※全ての被後見人について利用できるわけではありません。	後見制度支援信託と同じ
取扱金融 機関金融 機関	信託銀行等	東京都信用金庫協会加盟の信用金庫の一部 東京都信用組合協会加盟の信用組合の一部 JA・都銀・地銀の一部
利用対象 財産	金銭に限ります。 (株式などの金融資産は個別の事案毎に売却・換金するかどうかを後見人が判断します)	後見制度支援信託と同じ
対象財産 からの 払戻に ついて	家庭裁判所の指示書が必要です。 (定期送金等についても裁判所の指示書に記載されていることが必要です。なお、定期送金等の取引内容について金融機関によっては取扱のない場合もあるため注意が必要です)	後見制度支援信託と同じ

後見制度支援信託と同様に後見制度支援預金はご本人の財産の保護を簡易且つ安全・確実に行うことができます。預金の払戻等について家庭裁判所の「指示書」が必要となるため、財産管理の透明性が増すこととなります。

後見人は、長期にわたるご本人の財産管理が求められます。このことは、後見人にとって大きな負担となる可能性があります。ご本人の財産保護の点で望ましくない状況が生じたり、ご本人の財産管理を巡って、親族間のトラブルに発展したりする恐れもあります。後見制度支援預金等を利用すると、家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、このような後見人の負担を軽減することができます。

